

賃貸借 申込内容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらにチェックして下さい → <input type="checkbox"/>	入居予定	20 年 月 日ごろ	前家賃(予定)	月分まで受領予定	
	物 件 所 在 地	フリガナ 〒 都道府県					家賃	① 円
	物 件 名	フリガナ			号室	間取り・m数	管理費共益費	② 円
						()R・K・DK・LDK m ² 数 ()m ²	駐車料金	③ 円
	敷 金 (保証金)	円	退去償却 (解約引き)	円	礼 金	円	その他費用	④ 円
	■ 取扱会社様へ: 申込書は全ての項目を埋めてください。情報がない場合は「なし」とご記入ください。空欄がある場合、確認のため審査にお時間を頂きます。							
	月額請求額合計 ①+②+③+④ 円/月							
	※建物名までご記入ください。							
	[] [] []							

申込者・賃借人(乙)

申込者・賃借人(乙)	現住所	フリガナ 〒 都道府県	性別	電 固 定	—	—		
	氏名	フリガナ	男・女	携 帯	—	—		
	生年月日	(西暦) 19 年 月 日 ()歳	運転免許証番号					
	家族構成	1.独身 2.独身(子供有り) 3.配偶者有り 4.単身(既婚) 5.その他()	国 種					
	現住居種類	1.賃貸 2.家族所有 3.社宅/寮 4.公営住宅 5.自己所有 6.その他	現在の家賃 (住宅ローン返済額)	万円 月	返 済 額 (住宅ローン以外)	万円 月	居住年数	年 ヶ月
	隸属 保証人	1.親 2.兄弟 3.親族 4.配偶者 5.友人/知人 6.保証会社 7.その他						
	転居理由	1.結婚 2.独立 3.就職/入学 4.転勤 5.転職 6.通勤時間 7.手狭 8.家賃が高い 9.環境 10.その他()						
	職種	1.正社員 2.正社員以外(□契約社員 □派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アラバイト 6.学生 7.年金が主な収入 8.生活保護受給 9.無職 10.その他()						
	業種	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他()						
	お勤め先 (派遣元)	フリガナ	電 話	—				
名 称		年収(税込)	万円	月収(税込)	万円			
住 所	フリガナ 〒 都道府県	従業員数	1.10人未満	2.50人未満	3.300人未満	4.300人以上		
		部 署				勤続年数	年 ヶ月	
		役 職						

緊連
急連
連保
絡証
先人(丁)

緊連 急連 連保 絡証 先人(丁)	現住所	フリガナ 〒 都道府県	性別	生年月日(西暦) 19 年 月 日()歳	國 種	※建物名までご記入ください。		
	氏名	フリガナ	男・女	統柄(関係)		国 種		
	お勤め先 名 称	フリガナ	電 固 定	—	—	—	—	
	職種	1.正社員 2.正社員以外(□契約社員 □派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アラバイト 6.年金が主な収入 7.その他()	携 帯	—	—	—	—	
	お勤め先 住 所	フリガナ 〒 都道府県	年収(税込)	万円	月収(税込)	万円		
			部署・役職		勤続年数	年 ヶ月		
			勤務先電話	—	—	—		

入居者欄

入居される方	1.申込者のみ 2.申込者および家族 3.家族(申込者以外) 4.その他()						
氏名	性別	統柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	勤務先会社名および連絡先	
	男・女				万円		
	男・女				万円		
	男・女				万円		

●反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証

私(申込者)は、現在及び将来において、自己、自己の役員、連帯保証人及びその他入居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構ぼう口又は特殊能力暴集団等その他これらに準する者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証します。

①暴力団員等が經營を支配していると認められる關係を有すること②暴力団員等が經營に實質的に関与していると認められる關係を有すること③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してはいると認められる關係を有すること④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる關係を有すること⑤役員又は經營に實質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有すること

上記申込内容及び上記表明保証に相違がないことを確認いたしました。

申込者署名欄
(ご本人直筆でご署名ください)

備考欄

※現職の勤続年数が6ヶ月以内の場合は備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数をまた派遣社員の方は派遣先をご記入ください。

仲介会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

ご担当者印
又はサイン

店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

管理会社

※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

株式会社ホームズ【海南本店】

和歌山県海南市船尾241-8

木地由ビル1階

TEL:073-482-3739 FAX:073-482-9777

ご担当者印
又はサイン

保証委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に従事し、次条以下に定める内容に従事し、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

第2条（保証委託料等）

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。

②乙は、丙に対し、第12条所定の保証期間中、表面記載の賃貸借契約開始日以後1年毎に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。

③原契約が期間満了前に終了した場合、又は第3条①に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条（保証の範囲）

①丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払債務を除く）を、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託及び立替払委託申込書に記載された丙の定める重要な事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間に締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

②原契約に基づいて乙が負担する、家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に家賃と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下、総称して「賃料等」という）の滞納分

③原契約に基づいて乙が甲に対し負担する、水道使用料及びガス使用料等（以下、「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする）の滞納分

④原契約に基づいて乙が負担する、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失行為によって生じた損害

⑤甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金

⑥本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替払委託契約（以下「本立替払委託契約」という）に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

⑦丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わない。

⑧丙は、乙に退去手続違反の場合は、丙が負担する賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項⑨に定める償還債務の一部として取り扱うものとする。

⑨丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。

⑩丙の甲に対する保証債務の履行額。

⑪丙の乙に対する保証債務の履行のための費用。

⑫乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期の前までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。

⑬乙は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

⑭丙が乙に對して償還すべき金額の支払いを遅滞したときは、乙は、丙に対し、その遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならぬ。

⑮甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができ、当該停止による乙の損害につき、免責されるものとする。

⑯乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事業（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとする。但し、甲と丙との特約により丙が収納代行を行わない賃料等、及び丙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、収納代行の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

⑰乙が賃料等の支払いを合計して3ヶ月以上滞納した場合、丙は、当該支払滞納分の賃料等が乙により完済されるまでの間、甲又は管理会社に通知の上、収納代行を停止することができる。

第6条（事前求償）

①次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができる。

②事由の如何を問わず原契約が終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して本物件を甲に明渡さなければならない。

第8条（特則）

①丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。

②乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。

③乙の不法又は本契約の各条項に違反し求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

④乙が仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき。

⑤乙について破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。

⑥丙の責に帰すことのできない事由により丙の所在が不明になったとき。

⑦丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第7条（遵守事項）

①乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。

②事由の如何を問わず原契約が終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して本物件を甲に明渡さなければならない。

第9条（特則）

①丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。

②乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。

③乙の不法又は本契約の利用状況を確認するために、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入ること。

④乙に代わって、原契約を解除すること。

⑤乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

⑥乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に代わって原契約を解除する権限を乙に授与する。

⑦乙が、原契約に基づく賃料等の支払を相当期間行わなかったとき。

⑧丙が、乙又は乙から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。

⑨電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

⑩事由の如何を問わず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち会うことができる。

⑪乙は、原契約解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意する。

⑫電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

⑬本物件の鍵が甲に返却されたとき、又は本物件の室外に置かれたとき。

⑭前項による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、乙は、本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、丙が当該動産類を搬出、運搬、保管、処分することに何ら異議を申し出ないものとする。

第10条（動産類の保管）

①前条④による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、丙は、動産類を保管する目的で、防犯及び本物件保全のための措置を講ずることができる。

②前項に定める丙による動産類の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する動産類を引き取らない場合、乙は、以後丙がいかなる処分をしても、異議を述べないものとする。

③丙による動産類の保管に要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

第11条（譲渡権）

丙は、本契約に基づき、受託又は授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるも

のとする。

第11条（譲渡権）

①乙は、本契約に基づき丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づき乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けた。

②乙は、原契約に基づき敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第12条（保証期間）

①本契約に基づき委託される保証期間は、特段の定めが無い限り表面記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではない。

②前項にかかるわざ、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではない。

i 本物件の用途が変更された場合。

ii 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合。

iii 原契約に基づく賃貸借の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合。

第13条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、乙は、別途内と新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払うものとする。

第14条（連帯保証人）

①本契約の連帯保証人（以下「丁」という）は、本契約の各条項を承認のうえ、丙に対し、乙が本契約に基づき丙に負担する一切の債務について、乙と連帯して保証することを約し、また丙はこれを承諾した。

②乙は、丁に對し、原契約を解約する権限、甲からの解約を承諾する権限、本物件を明渡す権限及び本物件に残置された動産類の搬出・運搬・保管・処分を行う権限を委任するものとする。

③丁は、丙の請求の場合は、前項により乙から授与された権限を速やかに行使しなければならないものとする。

④丁が原契約上の連帯保証人となっている場合、丙丁間の求償関係は以下のとおりとする。

i 丙が本契約に基づく保証債務を履行した場合、丙は丁に対して当該保証債務全額を求償することができるものとする。

ii 丁が原契約に基づく保証債務を履行した場合、丁は丙に対して何ら求償することができないものとする。

iii 丁が連帯保証人としての能力を喪失した場合、又はその能力に著しい変動が生じた場合、乙は、ただちに丙にこの旨を通知するとともに、丙の同意を得た連帯保証人を立てなければならぬものとする。

第15条（原契約の変更）

乙は、原契約を変更する場合（但し、賃料等の減額を除く）には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

①乙及び丁並びに丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団等、社会運動等標榜（ごうほ）又は特殊知能暴力集団等その他のこれらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、保証する。

i 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ii 暴力団員等が常に実質的に関与していると認められる関係を有すること

iii 暴力団員等が常に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②乙及び丁並びに丙は、自ら（乙については入居者を含む）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

i 暴力的な要求行為

ii 法的な責任を超えた不当な要求行為

iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

iv 風説を流布し、偽言を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務妨害する行為

v その他の前各号に準ずる行為

③次の各号に定める者は又はその役員が、①の表明保証に關して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、当該各号に定めどおりとする。

④i 甲の場合は

乙は、原契約の定めにかかるわざ原契約を解除することができる。なお、甲は、甲と丙との間の賃貸保証契約にて、この場合に原契約を解除されることについて異議なく承諾をしている。丙は、何らの催告を要せずして、甲と丙との間の賃貸保証契約を解除することができる。

ii 乙（入居者を含む）又は丁の場合

乙は、原契約の定めにかかるわざ甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾する。丙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができ、また、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる収納代行及び保証債務の履行を停止することができる。

iii 丙の場合

乙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

④乙及び丁並びに丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第17条（個人情報の取り扱いに関する同意）

乙及び丁は、丙による個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意する。

第18条（追加的措置）

乙は、本契約の目的を達成するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第20条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

立替払委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という）に関し、次のとおり立替払委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（立替払委託契約）

①乙は、丙に對し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき賃料等（乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借して実質的に生じた賃料等を除く）を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して支払うこと（以下「立替払」という）を委託し、丙はこれを受託した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替払の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

②原契約の定めにかかるわざ、乙は、立替払の対象となる賃料等を、丙の指定する支払方法及び支払期日に従い、丙に對し毎月一括して支払うものとする。

③丙は、乙丙が丙に対する賃料等の支払いに遅延した場合には、立替払を停止することができる。

④本契約に基づき丙が立替払を行う金額及び乙と丙との間の保証委託契約（以下「本保証委託契約」という）に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

第2条（保証委託契約の規定の準用）

①本保証委託契約第3条①前文但書、第3条②から④まで並びに第7条から第20条までの規定は、本契約について準用する。

②前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。

i 第3条①前文但書中「但し、本契約の締結に際し、」とあるのは「[本契約の締結に際し、]と読み替える、「この限りではない」とあるのは「丙は、立替払を行わない」と読み替える。

ii 第5条②前文、i 及び ii 並びに iii 並びに 5条⑥中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。

iii 第12条①中「保証期間」とあるのは「立替払期間」と読み替える。

iv 第12条②前文「保証は終了する」とあるのは「立替払は終了する」と読み替える。

v 第13条「新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払う」とあるのは「新規の立替払委託契約を締結する」と読み替える。

vi 第14条④ i 中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。

vi 第16条④ ii 中「取納代行及び保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。